

職長等教育（製造業）

開催のご案内

労働安全衛生法第 60 条では、職長等に対する教育を事業者に義務付けています。

令和 4 年 2 月 24 日の安衛法施行令一部改正（令和 5 年 4 月 1 日施行）で化学物質を取り扱う業種が追加されたことにより、職長等教育の受講対象業種の範囲が拡大され、以下の二つの業種が追加されています。※改正により、食料品製造業は全てが対象となりました。

・ **食料品製造業**（うま味調味料及び動植物油脂製造業は改正前より対象）

・ **新聞業、出版業、製本業及び印刷物加工業**

また、当協会では令和 2 年 3 月に策定されたカリキュラムに沿った製造業対象の「**職長等能力向上教育教育**」を実施しています。詳しくはホームページ内でご確認ください。

静岡労働基準協会

記

1. 受講対象者

職長、その他作業中の労働者を直接指導又は監督する立場にある者

《職長等教育が必要な業種》

1. 建設業 注：別途「職長・安全衛生責任者教育」を受講してください。

2. 以下を除く製造業

たばこ製造業、繊維工業（紡績業及び染色整理業を除く）、衣服その他の繊維製品製造業、紙加工品製造業（セロファン製造業を除く）

3. 電気業、 4. ガス業、 5. 自動車整備業、 6. 機械修理業

2. 講習日程等

開催日	講習時間	講習会場
1 日目	9：00～	静岡県産業経済会館 〒420-0853 静岡市葵区追手町 44-1
2 日目	16：30	

※駐車場はありませんので、周辺の有料駐車場を各自でご利用ください。

※開始時刻 10 分前までに受付けを済ませてください。オリエンテーションを行います。

3. 受講料（消費税を含む）

協会会員	14,600円	非協会会員	15,600円
------	---------	-------	---------

※県内他地区基準協会に加入されている事業場様も当協会会員と同じ受講料とします。

受講申込書に加入している地区基準協会名を記入してください。

4. 講習カリキュラム（2日間）

(1) 作業方法の決定及び労働者の適正な配置に関すること	2 時間（120 分）
(2) 労働者に対する指導又は監督の方法に関すること	2.5 時間（150 分）

(3) 危険性または有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置（リスクアセスメント）に関すること	4時間（240分）
(4) 異常時等における措置に関すること	1.5時間（90分）
(5) その他現場監督者として行うべき労働災害防止活動に関すること	2時間（120分）

※講習は、講義、討議、事例発表等により実施します。

5. 受講申込み手続きの手順

- (1) 事務局に電話して、受講者の空き状況を確認してください。(TEL 054-253-7067)

※電話での予約は受付けておりませんのでご注意ください。

- (2) 受講申込書を作成し、FAXで送付してください。(FAX 054-253-7613)

※FAXの到着順に仮受けします。

事務局への持参や郵送でも構いませんが、申込書が到着した順に仮登録します。

※外国籍の方は、受講者氏名欄に在留カード又は自動車運転免許証に記載されている氏名を記入してください。

※個人情報ですので、送付先の間違いが無いようご注意ください。

- (3) 事務局より、折り返し請求書及び受講票をFAXでお送りします。

※受講料は、遅くとも受講開始日2週間前までに納入してください。

- (4) 受講をキャンセルする場合、お送りした受講票はそちらで破棄してください。

また、受講者を変更する場合は事務局までご連絡の上、新しい方の受講申込書をFAXで事務局までお送りください。

※キャンセルの場合は受講開始日1週間前までに、受講者変更の場合は遅くとも講習会開始日2日前までに事務局までご連絡ください。

6. 講習会当日の本人確認について

講習会当日受付で本人確認を行いますので、以下のいずれかを提示してください。

[自動車運転免許証、健康保険被保険者証、マイナンバーカード、在留カード、学生証など
公的機関の発効した物。]

7. **修了証の交付** 講習修了者には、当日講習会終了後「修了証」を交付します。

8. **携行品** 受講票、筆記用具、不織布マスク
昼食（近隣の食堂及びコンビニが利用できます。）

9. **受講者が少ない場合、開催取り止め又は別日への移動をお願いすることがあります。**

10. 受講申し込み、お問い合わせは

静岡労働基準協会

静岡市葵区鷹匠3丁目1-20

サンパレス鷹匠102号

TEL 054-253-7067

FAX 054-253-7613